

新冠町技能労務職指針

・目的

平成19年7月6日総行給第61号、総財公第97号で技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施及び見直しに向けた取組方針の策定について通知されており、当町においても独自の指針として、社会経済情勢の変化・動向、費用対効果、自助・共助・公助の原則に基づき検証し、平成20年度から平成24年度までの4年間を対策期間と定める。ただ、地方公共団体、国も含めすべての公共サービスのあり方、方法を問われている現在、財政の健全化を単に解消することとして捉えるのではなく、国や道又は類似団体の実施状況を基に定員管理・給与の適正化などの観点から取組むものであります。また、給与の比較として「賃金構造基本統計調査」及び「職種別民間給与実態調査」を参考として今後の方針として考査するものであります。

I. 現状

①職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

・平均給料月額状況 平成18年度給与実態調査より

単位：千円

| 区 分 | 一般行政職 | | | 技能労務職 | | |
|------------|-----------|----------------|--------------|----------|----------------|--------------|
| | 職員数 | 平均給料月額 | 平均年齢 | 職員数ア | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 指定都市 | 6,143 | 352,300 | 43.90 | 2,423 | 350,900 | 48.70 |
| 都市計 | 14,362 | 343,500 | 44.00 | 2,826 | 351,000 | 48.20 |
| 町村計 | 12,996 | 336,600 | 42.11 | 1,189 | 320,000 | 48.11 |
| 合計 | 33,501 | 342,400 | 43.70 | 6,438 | 345,200 | 48.60 |
| 新冠町 | 84 | 316,600 | 40.08 | 2 | 290,900 | 55.00 |

②民間従業員のデータ

平成16～18年度平均 賃金(センサス)構造基本統計調査より

| 都道府県 | 北海道 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 年収ベース |
|------|-----|--------|----------|------------|
| 職 種 | 調理士 | 42.5 歳 | 248.2 百円 | 3,469.5 百円 |

③その他給与に関する事項

・給料表～一般行政職給料表1と同様。但し、4級まで適用

・手 当～扶養手当、通勤手当、時間外手当、住居手当、寒冷地手当

・昇給基準～年4号俸昇給

55歳以上年2号俸昇給

・昇格基準

| | 職 名 | 昇格基準 |
|----|-------|---------|
| 1級 | 調理員 | — |
| 2級 | 主任調理員 | 1級在級13年 |
| 3級 | 主任 | 2級在級 5年 |
| 4級 | 主任 | 3級在級14年 |

<民間格差比較>

平成16～18年度賃金構造基本統計調査より 北海道 調理士
民間 給与月額 248,200円×12月=2,978,000円

平成19年度給与実態調査より

新冠町 給与月額 290,900円×12月=3,490,800円

1年間の民間との差額 512,800円

1月当りの民間との差額 42,733円

・現状分析

※ 都市部では技能労務職が一般行政職より高齢化し、給料も高くなっている。新冠町においては、各都市や町村平均より低水準であります。民間との比較によると、民間では平均年齢、平均経験年数、給与額共に新冠町を下回っており、当町の、職員の高齢化による給与格差があります。なお、平成23、24年度末で各1名技能労務職員が定年退職する。

Ⅱ. 基本的な考え方

・定員管理計画

平成24年度末に技能労務職が全員定年退職することとなっているため、補充なしとして計画しております。

・定員管理の適正化

技能労務職員(現在調理員2名)については定年退職者の補充をなしとします。

平成23年1名、平成24年1名定年退職

※平成25年度から技能労務職員なしの予定であります

Ⅲ. 具体的な取組内容 国指針における給与適正化項目

① 高齢層職員昇給停止(国～55歳昇給停止)

・平成18年度より通常の1/2号俸昇給抑制

② 昇給運用の是正

- ・平成18年度級料表切替に伴いわたり運用を調整
- ③ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し
 - ・平成18年度級料表切替に伴い4級まで
- ④ 退職手当の支給率の見直し
 - ・退職手当組合に準ずる
- ⑤ 技能労務職の給与の見直し
 - ・平成18年度級料表切替に伴いわたり運用を調整
- ⑥ 諸手当の総点検
 - ・一般職員と同様
- ⑦ 職員福利厚生事業
 - ・一般職員と同様

IV. その他

民間委託の推進、事務・事業の見直し等

| | | |
|--------|------------|----------|
| 平成15年度 | 国保病院、老人ホーム | 給食業務民間委託 |
| 平成16年度 | 国保病院 | 院外薬局 |
| 平成19年度 | 保育所 | 給食業務民間委託 |